

別 表（第 2 条関係）

補 助 事 業 名	公共交通等事業者燃油価格高騰対策一時支援金（バス・鉄道・航路）								
補 助 事 業 の 目 的	燃油価格高騰の影響を大きく受ける公共交通等事業者の事業継続を支援する								
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	乗合バス事業者、地域鉄道事業者、生活航路事業者								
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	燃油価格高騰の影響を受けた経費								
補 助 金 の 額	<table data-bbox="512 853 1209 1032"> <tr> <td>乗合バス事業者</td> <td>車両数 × 7,000 円</td> </tr> <tr> <td>地域鉄道事業者</td> <td>車両数 × 24,000 円</td> </tr> <tr> <td>（智頭急行については</td> <td>車両数 × 4,420 円）</td> </tr> <tr> <td>生活航路事業者</td> <td>船舶数 × 64,000 円</td> </tr> </table>	乗合バス事業者	車両数 × 7,000 円	地域鉄道事業者	車両数 × 24,000 円	（智頭急行については	車両数 × 4,420 円）	生活航路事業者	船舶数 × 64,000 円
乗合バス事業者	車両数 × 7,000 円								
地域鉄道事業者	車両数 × 24,000 円								
（智頭急行については	車両数 × 4,420 円）								
生活航路事業者	船舶数 × 64,000 円								
適 用 除 外 す る 条 項	第 3 条、第 4 条第 1 項なお書き、同条第 2 項なお書き、同条第 3 項から第 4 項、第 6 条から第 14 条、第 15 条第 2 項、第 16 条第 2 項、第 18 条から第 19 条								
そ の 他 の 事 項	公共交通等事業者燃油価格高騰対策一時支援金（バス、鉄道、航路）交付要綱において別途定める。								